

んによるものと思われる。したがって、リンク方式をとる場合、先進国通貨の世銀債投資について、十分な慎重さと各国の自由が認められる決定方式をとるならば、節度を欠いた開発金融の行過ぎをチェックすることも可能であるかもしれない。

むすび

以上みたように、UNCTAD報告は、多くの問題点を含んでいる。これらは、新準備資産創出の方法に金融技術的に完全なものを求めるか、それとも金融技術を越えたより政治的な要求をも満たすものと考えるかといった立場の相違からくる対立点であって、容易に決着のつく問題ではない。これらの点は国際通貨改革に関する今後の各國間の折衝を通じ、実際的な歩み寄りで解決されなければならない問題なのである。

しかし、ここで忘れてはならないのは、後進国の開発促進問題が国際経済上、最も重要な課題の一つとなってきたという一事である。経済開発を促進するための低開発国の熾烈な政治的要求は、あらゆる国際経済問題が低開発国問題を抜きにして解決できないことを示している。国際通貨改革問題もその例外ではあり得ない。開発金融を新準備資産創出にリンクさせるかさせないかの当否は別としても、国際通貨制度改革を機に、多角的な低開発国援助を格段に改善する方法について、いまや先進国も大きな決断を迫られているといえるであろう。

(第1表)

DAC諸国の低開発国に対する経済協力（ネットベース）

(単位・億ドル)

	贈与				借款				民間外資				合計							
	1960年	61年	62年	63年	64年	1960年	61年	62年	63年	64年	1960年	61年	62年	63年	64年	1960年	61年	62年	63年	64年
米 国	26.9	28.6	29.7	28.6	27.1	1.3	6.2	7.4	9.7	8.2	10.4	11.1	8.0	7.4	13.1	38.6	45.9	45.1	45.7	48.4
英 国	2.5	2.4	2.5	2.5	2.7	1.4	2.0	1.6	1.6	2.1	4.4	3.9	2.2	2.1	3.1	8.3	8.3	6.3	6.2	7.9
フ ラ ン ス	7.7	8.5	8.7	7.0	6.8	0.6	0.8	1.0	1.3	1.5	3.7	3.6	3.1	3.4	4.5	12.0	12.9	12.8	11.7	12.8
西 ド イ ツ	1.2	1.8	2.1	1.6	1.5	1.9	4.0	2.1	2.5	3.0	2.3	2.2	2.6	1.4	2.9	5.4	8.0	6.8	5.5	7.4
日 本	0.9	0.8	0.8	0.8	0.7	0.6	1.3	0.8	0.8	1.0	1.0	1.6	1.4	1.2	1.0	2.5	3.7	3.0	2.8	2.7
イタリア	0.3	0.4	0.5	0.5	0.1	0.5	0.1	0.1	0.3	0.4	0.9	2.0	2.2	2.2	1.0	1.7	2.5	2.8	2.7	1.5
その他共計	42.0	45.4	46.8	43.3	41.6	6.8	15.3	13.6	17.3	17.5	25.4	26.6	21.0	19.5	27.4	74.2	87.3	81.4	80.1	86.5

資料：OECD, Development Assistance Efforts and Policies, 1965 Review.

最近における先進国の

経済協力の動向

一昨年春の国連貿易開発会議において、南北問題の核心が浮きぼりにされ、その後これが世界的重要課題として検討されることとなったが、その具体化が進むにつれて低開発国貿易の拡大と並んで先進国の経済協力増大の緊要性に対する認識がいっそう高まってきている。わが国も昨年韓国、台湾など近隣諸国に対する経済協力を強化する一方、アジア開発銀行への積極的参加など、一段と東南アジアの経済協力に本腰を入れはじめているおりから、以下最近における先進国の経済協力の動向についてみてみよう。

1964年の経済協力はやや伸長

まず最近における先進国の低開発国に対する経済協力の推移をみると、少なくとも1962年、63年当時の足踏みの状態から、わずかながらも増加を示してきているようにうかがわれる。

すなわち、1964年におけるDAC(開発援助委員会、OECDの下部機構)諸国の中開発国向け経済協力の総額は第1表のように、86.5億ドルと、61年のピーク(87.3億ドル)をやや下回るもの、62年、63年に比べると5~6億ドルの増加を示している。このように経済協力がやや伸長したのは、中南米を中心とする民間外資の久方振りの

増大(64年は27.4億ドルと近年のピーク61年の26.6億ドルをさらに上回った)に負うところが大きく、一方国際機関を含めた公的援助は、60億ドル前後と依然伸び悩み状態を脱するには至っていない。

民間外資の増大とその背景

こうした民間外資増大の背景としては、次のような事情が指摘されよう。

①先進諸国との間に、低開発国に対する民間投資の増大を通じて現地民間企業の育成強化をはかることが、低開発国の経済開発をより効果的に進め得るものであるとの認識が強まってきたこと、②低開発国への経済協力増額要請に対して、政府援助の増額には自ら限度があるところから、これを民間資本によって補完させようとの動きがみられはじめたこと、③これに伴い先進諸国間では、低開発国向け民間投資促進のための種々の対策(米国金利平衡税の適用免除、投資保険の拡充など)が講ぜられており、最近では、民間企業の育成をねらいとする国際開発公社(I F C)が払込資本金の4倍まで世銀借入ができるよう世銀・同公社間の協定改訂を行ない、資金面の強化をはかる一方、世銀でも低開発国向け民間投資をめぐる紛争調停機関として「国際投資紛争解決センター」の設立を進めるなど一段とこうした動きが強まっている、④さらに低開発国側においても、中南米諸国が政情の安定化に伴い経済の立直りをみせてきているほか、多くの国においても民間企業の創意を活かすため民間外資に対する優遇措置を実施するなど、先進国側からのいわゆる「自助努力」の要請にこたえ経済協力の受け入れ体制の整備が次第に進んできており、これが民間外資流入に貢献していることは見のがしえないとところである。中南米における米州開発銀行の活発な動きとならんで、昨年12月、地域経済協力推進の中核としてのアジア開発銀行の設立が決定したのも上記受入体制整備の最も端的な現われといえよう。

政府援助の頭打ちと借款条件の緩和

こうした民間外資の増大に対して、経済協力の

大宗を占める政府援助は、先進国が自国の国際收支事情をはじめ経済、政治情勢とも関連して、その量的増大に対しても自ら消極的態度をとらざるを得ないといった状況から依然足踏み状態の域を出ていない。しかしながら、借款期間の長期化、借款金利の低利化など、その内容の質的拡充によってこれを補っていることは注目される。

こうした動きは、最近低開発国において、既往借款の元利払負担が急速に増大してきており(たとえばアジアでは、インドなど主要9か国の1964年中の借款元利払額は5.8億ドルと4年前の7割増、8年前の5倍に上っている—第2表参照)。これが低開発国への経済開発の推進を大きく阻害しているといった事情を背景に借款条件の緩和を要望する声が日ごとに高まっているのに対し、先進国としてもできる限りの努力を示したものにほかならない。すなわち、借款期間についてみると、D A C諸国の政府借款のうち、期間20年以上のものの割合は、1962年の35%から63年には53%へ、64年には65%へと増大をみており、その長期化傾向が目立っている(カナダでは64年末以降、第2世銀並みの期間50年の借款を実施)。また金利についても、D A C諸国の政府借款のうち、年利3%未満のものの割合は、1962年の40%から63年には42%へ、64年には53%へ、また年利3~4%のものは、62年の10%から63年には17%へ、64年には18%へとそれぞれ拡大、着実に低利化が進んでいるのが看取される(英国が65年以降無利子の借款供与に踏み切ったほか、カナダでは上記期間の延長と同時に金利0.75%の低利借款を実施)。

(第2表)

低開発国主要37か国の借款元利払額

(単位・百万ドル)

	1956年	1960年	1964年	1964年 1956年
中 南 米	455	1,049	1,442	3.2倍
ア ジ ア	177	340	584	5.0倍
ア フ リ カ	37	63	131	3.5倍
そ の 他 共 計	680	1,706	2,497	3.7倍

資料: IMF, Annual Report, 1965

また昨年7月の第4回DAC上級会議においては今後さらに供与条件の緩和を促進するため「政府援助のうち、贈与が70%に満たない国は原則として今後3年内に政府援助の80%以上を贈与または長期(25年以上)、低利(年利3%以下)の借款とするよう努力すること」を要旨とする勧告が行なわれた。

もっともこの間において、輸出不振からきわめて深刻な外貨事情に陥った一部の低開発国の強い要望にこたえて当面の急場をしのぐため、これまでのプロジェクト援助のほかに原材料、消費財までを対象とした援助の増加がみられることが見のがせない。たとえばセイロンにおける1965年下半期の对外支払の困難を援助するため、わが国をはじめ欧米諸国が必要物資の輸入資金供与を行なった事例や、英国が昨年インドの国際収支危機救済のため供与した消費財、原材料輸入のための借款、あるいはインドの食糧危機救済のため米国に行なっている食糧緊急援助などがそれである。

以上のように国連貿易開発会議を契機として、南北問題への関心が高まるにつれ、「貿易」と並んで「援助」の拡充強化を推進することは、もはや動かすことのできない世界の大勢となってきている。

このような状況の下にあって、わが国は、昨年来韓国、台湾など近隣諸国に対する経済的支援を強化する一方、アジア開発銀行の設立に少なからぬ役割を演じ、低開発国に対する経済協力に一段と積極的姿勢を示していることは注目されるところである。もっとも今や経済協力は単に量の問題だけでなく、質の面からもその改善が進められなければならない段階にあるとみられるところから、わが国としても経済協力に対する基本政策を早期に確立することが肝要といえよう。

東欧諸国における 経済改革の動き

ソ連、東欧諸国では、最近経済効率を高めるた

め、これまでの非能率な中央集権的経済管理制度を改め、企業に大幅な自主性を与え、利潤を重視し、かつ市場機能を活用しようとする動きが目立ってきている。ことに東ドイツ、チェコなどの場合には、かかる方式の導入がソ連よりも早く、現在すでに本格的実施の段階にはいっている。かかる改革の動きは、資本主義的経済手段の活用という点で、従来の中央集権的計画経済システムに大幅な修正を加えることにもなりかねず、その成行きが注目されている。

以下東欧諸国における経済改革の背景とその内容ならびに今後の見通しなどにつき、若干の検討を加えることとした。

改革の背景

東欧諸国では戦後ソ連型の中央集権的経済管理制度の下で、重工業優先政策を推進した。これは初期の工業化にかなりの効果があったものの、その後農業生産の停滞はもとより、工業成長の鈍化をも招來した。こうした成長の鈍化は、中央統制の強い企業管理の弊害から企業の生産効率が容易に上らない点に問題があるとされている。ところで、従来の企業管理方式においては、企業に対する中央からの干渉はきわめて強く、企業は中央から数多くの義務的指標が与えられ、しかも企業活動の評価は主として生産高によってなされていた。このような状況から、企業は生産目標を容易に遂行するため、生産能力を低目に申告し、できるだけ目標の引下げに努力する一方、必要以上に資材、設備をかかえ込む傾向も現われ、その上量的生産重視に伴う品質軽視の傾向から不良品在庫が増高するなど、国民経済的にみて大きなロスが生ずるに至っている。

改革の内容

このような事情から、最近に至り、東欧諸国の中では、工業化を促進するためには農業生産の安定を図らねばならないとの見地から、種々の農業振興策を講ずる一方、工業面においては、成長鈍化、消費財生産の立遅れなどを打開するため、次のように非能率な中央集権的経済管理制度を改